

## パーソナルデータ利活用研究 SWG レポート Vol. 2

ICT CONNECT 21 のパーソナルデータ利活用研究 SWG（サブワーキンググループ）は、平成 27 年度補正予算を活用した総務省の IoT サービス創出支援事業を受託し実証事業を実施した。

本レポートでは、「個人情報の取り扱いのための本人同意情報に関する課題整理」をテーマに報告する。本テーマは、(株)サイバー・コミュニケーションズを中心に実施された。

○本テーマの実証実験全体に対する位置付け

本テーマは、下記の実証実験におけるリファレンスモデルの中で、「データ連携」要素の「個人情報利用の段階的な同意」を保護者（代諾）より取得する部分が該当する。取得した同意に基づいて、成績情報などの個人情報は外部教材サービスに提供される（これらの体系的な連携の詳細は次回報告する）。今回は、法的な背景を踏まえた同意の取得方法の課題整理と実証実験における解決例を紹介する。

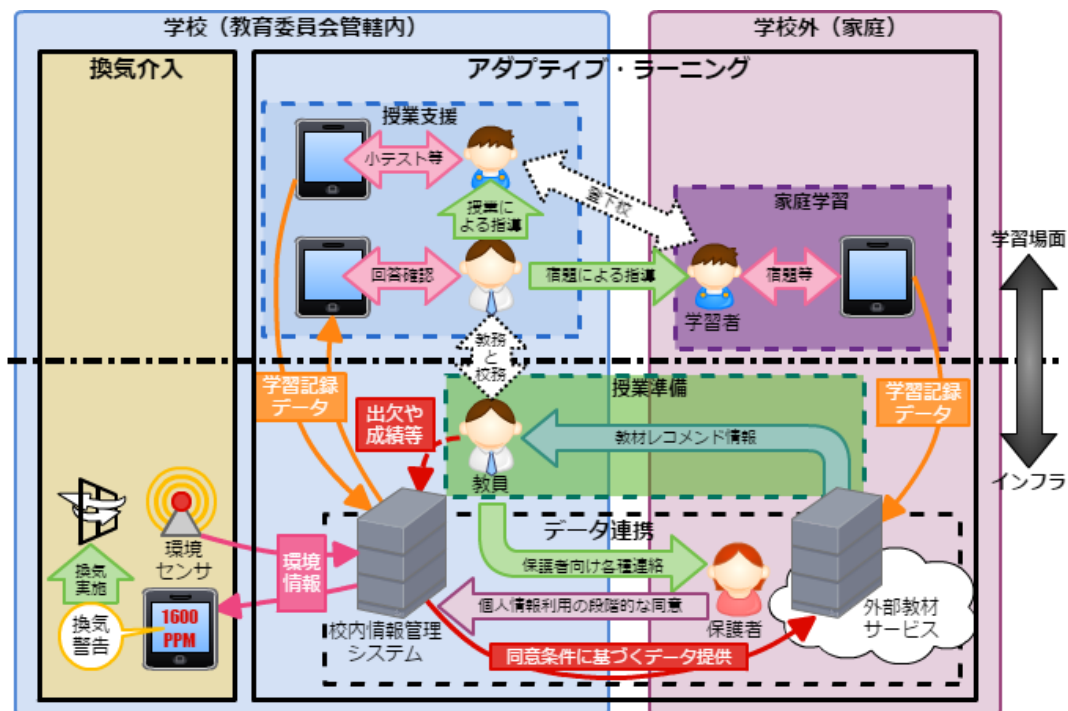


図 1. 実証事業におけるリファレンスモデル

○本人同意情報の取得方法について

本実証実験は、学校が保有する成績情報などを、民間企業の外部教材サービスから参照できることを前提とする。しかし、学校が保有する個人情報の第三者提供の可否は、自治体の条例ごとに異なる判断基準であり、現状では汎用的な解決方法は存在しない。

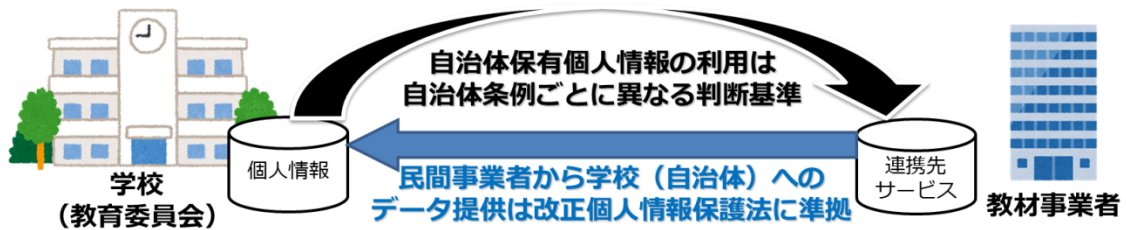


図 2. 個人情報保護条例と自治体保有個人情報の関係

そのため、本実証実験では、実証地域である神奈川県南足柄市の事例として次のような形で自治体保有個人情報の利用条件を整理した。

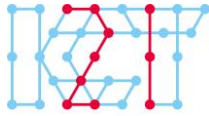
1. 事業内容説明会（保護者及び対象児童向け）の実施
2. 同意書（紙面）に保護者署名を取得
3. 同意書の宛先は教育委員会
4. 個人情報の第三者提供範囲を段階的に設定（氏名提供不可・成績のみ提供可等）

南足柄市個人情報保護条例（平成 17 年 12 月 21 日）によれば、取扱い目的以外の目的（第 9 条第 1 項）でなければ、そもそも本人同意の取得は不要である。本実証実験における個人情報の取扱い目的は教育であるが、学校における生徒の個人情報の「取扱目的」として「教育目的」が含まれることは自明であることから、法的には本人同意の取得自体は不要であった。

ただし、実際には保護者の理解が必要となることや、同条例第 9 条第 2 項に記載があるように本人同意により取扱い目的以外の目的への利活用も可能になること、および実証実験として他条例への汎用性を考慮することが望ましいことから、同意を取得することとした。

なお、今回扱う個人情報である成績情報などの取り扱い責任は、地方教育行政法第 21 条第 5 項、第 32 条（平成 28 年 11 月 28 日）に基づき学校の所属する教育委員会にあることから、同意書の宛先は南足柄市教育委員会とした。

同意項目の設計については、個人情報の提供拒否（オプトアウト）の最小化とデータフォーマットの標準化を両立するため、医療業界の研究（<http://doi.org/10.1241/johokanri.57.3>）を参考に、利用可能な情報の段階的な許諾を



行える形式とした。

具体的な同意情報のやりとりについては、紙面媒体で作成した同意書を学校の事業内容説明会を通じて作成し、担任教員の協力を通じて回収を行った。



図 3. 説明会の様子

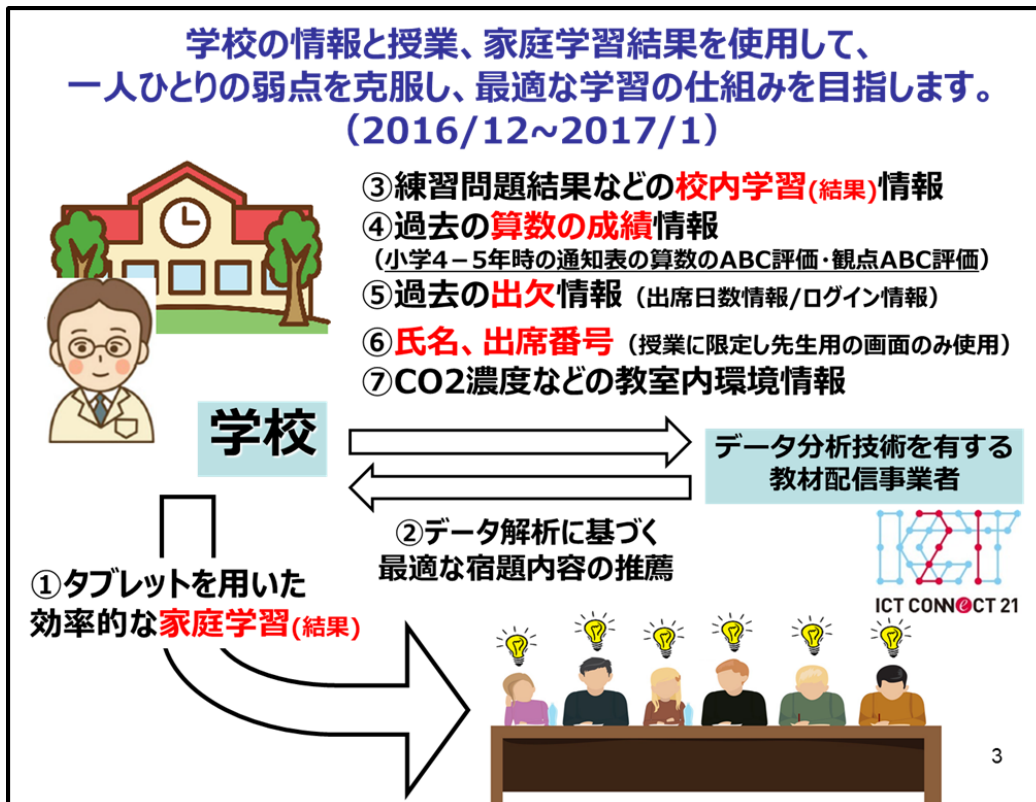
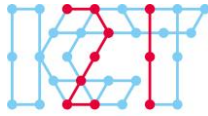


図 4. 説明会実施時の説明資料 (抜粋)



保護者の皆様へ

2016年11月26日  
南足柄市教育委員会

**総務省 IoTサービス支援事業へのご協力をお願い**

この度、岩原小学校では、2015年12月から2016年1月までの期間、国内最大の教育系業界団体であるICT CONNECT 21と共同で、総務省の先進的な教育に関する実証実験事業に参加いたします。

本事業は、6年生の算数の授業を対象とし、学校授業の理解度確認問題及び、家庭での予習・復習問題の学習結果を活用し苦手分野を抽出をすることで、児童一人ひとりの弱点の克服及び、最適な学習の実現を目指します。

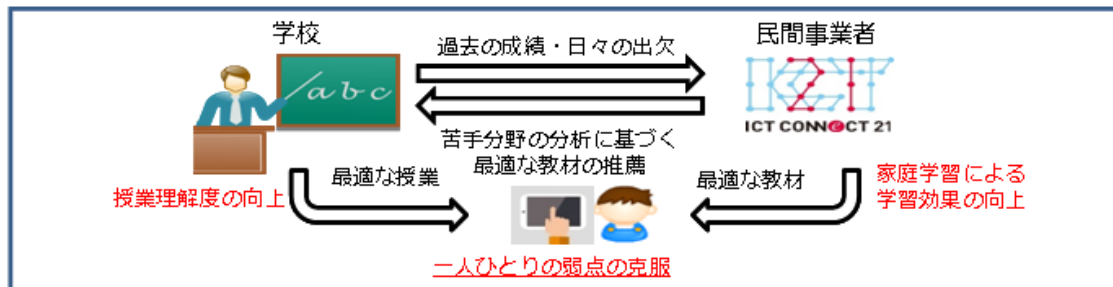
授業中並びに家庭学習には、専用タブレット端末（注）を使用して特定の民間教材事業者が提供する教材及びサービスを使用します。

※注）実証利用タブレットは専用端末であり、関係URL以外へのアクセスは出来ません。

また、本事業は、学校における教育目的に限定し、以下の児童の個人情報プライバシーに配慮した上で利用（委託先である特定の民間事業者において参照、共有）させていただきます。

- ・過去（小学4～5年生時）の算数の成績情報（通知表の算数のABC評価・観点ABC評価）
- ・タブレットでの学習結果情報（授業及び家庭学習の実証期間中の学習結果）  
※苦手分野の克服の為に分析に利用します。
- ・出欠情報（出席日数情報・タブレットへのログイン情報）  
※授業内容の復習等、最適な教材配信に利用します。
- ・氏名、出席番号（暗号化して利用します）  
※学校内の授業に限定し、先生用の画面表示にのみ利用します。

なお、本事業終了後は、速やかに共有された情報を削除いたします。



本事業は、一部の個人情報を用いた実証となります為、保護者様に、児童の個人情報の利用について同意いただける範囲を事前に伺わせていただいております。

※2016年11月26日（土）、保護者様向けに、本事業のご説明会を実施させていただく予定です。

※説明会にご参加される保護者の皆様は、同意書にご署名の上、当日ご持参ください。

※説明会にご参加されない保護者の皆様は、同意書にご署名の上、児童を通じてご提出ください。

南足柄市教育委員会 行

本実証事業内容を理解の上、タブレット端末の利用及び、個人情報の利用に同意します。

- 1.家庭学習実施の為、専用タブレット端末持ち帰りに同意します (はい・いいえ)
- 2.学習効果分析の為、4～5年生時の算数成績の参照に同意します (はい・いいえ)
- 3.学習効果分析の為、学習結果情報の利用に同意します (はい・いいえ)
- 4.学習効果分析の為、出欠情報の利用に同意します (はい・いいえ)
- 5.学習効果分析の為、学校での氏名、出席番号の利用に同意します (はい・いいえ)

日付：

ご署名：

図 5. 同意書

○本人同意情報の取得結果について

46名の保護者から全項目の同意が得られたが、1名の保護者から名前および出席番号の利用同意が得られなかった。また、1名の保護者から名前だけの利用同意が得られなかった。

○本人同意情報に関する課題整理

対象自治体の条例によっては、本実証実験の実施内容について、本人同意等を用いずに実施可能であることがわかった。ただし、個人情報の提供を拒否する保護者は潜在的に存在することや、個人情報保護法制の中で最も議論が先行する改正個人情報保護法では同意取得が推奨されていること、公教育における個人情報は未成年を扱うこと、などを考慮し、現状では、保護者の同意による運用が安全である。

ただし、この保護者の同意の在り方についても、一般的に保護者である親権者について、すべての親権者の保護者としての資質が一定でない現実なども考慮し、現場の学校による柔軟な対応を行える運用を確保しなければならない。

また、いずれにせよ、全国 1700 以上の自治体条例によって個別に運用ルールが異なることは、本実証実験の内容に限らず、自治体保有個人情報の全国共通な利活用方法を確立する上での根本的な課題である。

○本項目に関する今後の展望

同意情報に基づく自治体保有個人情報の活用範囲は、本実証実験のような民間の外部教材サービスの学校教育活用に限らず、本来の取り扱い目的外の利用を可能とすることにより、個々人の家庭学習の強化や学校保健情報の地域医療情報連携など、多くの可能性がある。

今後も本 SWG は、各種機会を通じて自治体条例の運用共通化を国や広域自治体に働きかけていくことや、実証事例の作成を広く公開することで、パーソナルデータの利活用研究を行う予定である。

○㈱サイバー・コミュニケーションについて ([URL:http://www.cci.co.jp/](http://www.cci.co.jp/))

個人の属性別広告配信の技術を有するインターネット広告大手。近年では、より機微な個人情報に基づく配信事業として、薬局保有処方せん情報に基づいた健康情報の配信なども行っている。本テーマに関しては、神奈川県健康情報基盤への連携実績を有する本人同意情報に基づく医療個人情報の利活用方法に関する技術提供を行った。